

(様式1)

予備検討結果報告書

事業担当課・室 畜産課家畜衛生対策室

導入検討対象事業の名称	家畜保健衛生所再編事業
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法に基づき、地域における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する機関である。今回、集約化の対象となる3所は、ともに築年数50年程度と老朽化が顕著になっている。 3所の集約化により、迅速な防疫対応の実現や初動防疫体制の確保、備蓄品の集約など、機能強化を図る。
(2)整備予定場所	匝瑳市今泉
(3)施設規模	本館 1,890 m <sup>2</sup> 焼却施設 250 m <sup>2</sup> その他(倉庫、車庫、小規模建物) 785 m <sup>2</sup>
(4)施設稼働期間	東部家畜保健衛生所 53年 北部家畜保健衛生所 52年 中央家畜保健衛生所 細菌ウイルス課・病理生化学課 46年
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	有り ・ <input type="checkbox"/> 無し
(7)費用調達手段	起債 75% 一財 25%
(8)契約予定時期	令和2年度
(9)建設・整備期間	令和4年度～5年度
(10)供用開始予定時期	令和6年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費)※解体費含む
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—

3. 予備検討結果

<p>(1)PFIの適性確認</p>	<p>○ 法制度面において、家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法に基づき都道府県が設置するとされている。</p> <p>設計に関しては、バイオセキュリティ(病原体の防犯)とバイオセーフティ(病原体の外部への流出の防止)を考慮した動線や封じ込め施設を建設する必要があり、設計上の制約がある。</p> <p>また、維持管理についても、バイオセキュリティとセーフティ両面により清掃で業者が入室できない部屋があるなどの制約があり、修繕も場所によってはPFI事業者の判断での対応ができず、委託できる範囲に限られる。</p> <p>運営については、家畜伝染病予防法、獣医師法、獣医療法、薬機法等に基づき、県が行う業務であることから、運営面での委託はできない。</p> <p>このため、設計、建設、維持管理、運営のうち委託できる範囲は限定的であるため、PFI適性はない。</p> <p>○ PFIを導入したとしても、国庫補助の適用が可能であり、その点ではPFIの適性がないと判断することはできない。ただし、運営主体は県である必要がある。</p> <p>○ 過去に導入検討を行っていない事業であり、類似の事例で導入可能性がないと判断されたことのない事業である。そのため過去の事例によってPFIの適性を判断することはできない。</p> <p>○ 全体事業のうちの一部にも施設整備等に着手していない事業であるため、その点ではPFI適性がないとは言えない。</p> <p>以上4つの項目より、設計、建設、維持管理、運営のうち委託できる範囲は限定的であるという点により、PFI適正のない事業である。</p>
<p>(2)定量的確認結果概要</p>	<p>VFM(2.1億円 4.3%)</p>

<p>(3)定性的確認結果概要</p>	<p>○ 設計に関して、家畜保健衛生所は、病原体を扱う施設であるため、バイオセキュリティとセーフティを考慮した動線や封じ込め施設を整備する必要があるため制約がある。また、運営については、法律により県で行う業務とされていることから委託できず、民間事業者の能力を活用できる範囲は狭く、ノウハウや創意工夫を生かす余地がほとんどない。</p> <p>○ 維持管理業務については、民間事業者に委託することが可能であるが、バイオセキュリティとセーフティ両面による制約があり、委託できる範囲が限られ、修繕についても、専門性の高い部分があり、PFI事業者の判断で迅速な対応ができない部分も多い。</p> <p>また、運営を委託できないため、維持管理運営業務の一括発注はできない。</p> <p>以上のことから、維持管理業務においては、委託可能であるが、バイオセキュリティ、セーフティ両面での制約があり、範囲が限られる。また、民間事業者のノウハウや創意工夫を発揮できる運営面については委託できず、設計にも制約があるため、PFI導入による公共サービスの向上はほとんど期待できないことから、定性的効果は著しく小さい。</p>
<p>事業担当課における検討結果</p>	<p>〈その他考慮事項〉 都道府県での家畜保健衛生所での PFI 手法の導入事例は、委託できる業務がほとんどないこともあり、ない。</p> <p>〈検討結果〉 予備検討結果により、委託できる範囲は限られるため PFI 適性がなく、定性的効果も著しく小さい。また、定量的効果は 4.3%と低く、従来手法による整備が妥当である。</p>

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入